

高岡市の建設工事に係る請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の建設工事を請け負う者（以下「請負者」という。）が流動資産担保融資保証制度を利用する場合における請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡に関して、必要な事項を定める。

(債権の譲渡人)

第2条 債権を譲渡することができる者は、流動資産担保融資保証制度を利用しようとする請負者とする。

(債権の譲受人)

第3条 債権を譲り受けることができる者は、請負者に流動資産担保融資保証制度を利用し融資を行う富山県信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第1条の2に規定する金融機関とする。

(譲渡の対象となる債権)

第4条 譲渡の対象となる債権は、次に掲げる工事を除く、市の建設工事に係る債権とする。

(1) 債権が1億円を超える工事

(2) その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(譲渡される債権の範囲)

第5条 譲渡される債権の額は、請負代金の額から既に市が支払いをした前払金、部分払金及び高岡市工事請負契約約款（以下「約款」という。）により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約が解除された場合においては、約款第31条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金の額から既に市が支払いをした前払金、部分払金及び約款により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

3 変更契約により請負代金の額に変更が生じたときは、債権の譲渡の承諾依頼及び承諾における債権の金額は、変更契約後の請負代金の額に変更するものとする。

(承諾依頼)

第6条 債権譲渡禁止特約解除依頼書(様式第1号)及び債権譲渡承諾依頼書(様式第2号)を市に提出するものとする。

2 前項の承諾依頼の際に、債権を譲渡しようとする請負者は、工事工程表及び工事履行報告書を提出し、次の各号に掲げる要件（以下「申請要件」という。）を満たしている旨の確認を受けなければならない。

(1) 債権の譲渡に係る工事が工期の2分の1を経過していること。

(2) 工事工程表により工期が2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前項の確認は、当該工事の監督員が工事工程表及び工事履行報告書により行う。

(下請請負人等の保護)

第7条 請負者に下請負人等(請負者と直接契約関係のある下請負人及び資材業者という。以下同じ。)がいる場合は、請負者は、下請負人等への支払いが確保されるよう支払計画書を作成し、前条の承諾依頼の際に市に提出しなければならない。

(債権譲渡の承諾)

第8条 市は、第6条の承諾依頼及び前条の下請負人への支払計画が適当と認めるときは、債権譲渡承諾書(様式第3号)を請負者に交付するものとし、不承諾とするときは、債権譲渡不承諾書(様式第4号)により請負者に通知する。

2 債権の譲渡の承諾依頼について虚偽があった場合は、承諾の取消しを行うことができる。

(請負代金の請求)

第9条 債権の譲渡を受けた者(以下「譲受人」という。)は、請負者が約款第31条に定める検査に合格して請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で市に対して請負代金を請求することができる。

2 譲受人は、前項の請負代金を請求するときは、市に対して工事請負代金請求書(様式第5号)を提出する。

3 請負者は、市の債権譲渡承諾後は、市に対して請負代金を請求することができない。

(請負者及び譲受人の債務)

第10条 請負者及び譲受人は、債権を他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行ってはならない。

2 請負者の工事完成引渡債務は、債権譲渡後であっても一切軽減されるものではない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

債権譲渡禁止特約解除依頼書

年 月 日

高岡市長 あて

住所

氏名

印

高岡市に対して有する下記の債権及びこれに附帯する一切の債権（以下「譲渡債権」といいます。）につき、債権担保を目的として、下記金融機関及び富山県信用保証協会（富山市総曲輪二丁目 1 番 3 号）に譲渡することについて、当該債権の債権譲渡禁止特約が解除されたものとして取り扱うことにつき承認を求めます。

記

〔譲渡する金融機関〕

- 1 住 所
- 2 名 称

〔譲渡債権の表示〕

- | | |
|---------|-------------------|
| 1 工 事 名 | 工事 |
| 2 工事場所 | 地内 |
| 3 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 4 請負代金額 | 金 円 |
| 5 前払金額 | 金 円 |
| 6 部分払金額 | 金 円 |
| 7 債権譲渡額 | 金 円 |

上記ご依頼のとおり承認いたしました。

年 月 日

高岡市広小路 7 番 5 0 号
高岡市長

印

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年 月 日

高 岡 市 長 あて

受注者

譲渡人(甲)住所

氏名

印

譲受人(乙)住所

氏名

印

譲受人(丙)住所 富山市総曲輪二丁目 1 番 3 号

氏名 富山県信用保証協会

印

譲渡人（以下「甲」という。）が高岡市に対して有する下記の債権を（以下「乙」という。）及び富山県信用保証協会（以下「丙」という。）の両者に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有することにつき、民法第 467 条第 2 項及び高岡市工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書きに規定する承諾を求めます。

乙及び丙においては、本譲渡債権を担保として甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払いの確保を図るものとします。

なお、高岡市工事請負契約約款第 4 1 条に規定するかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲、乙及び丙は、工事請負契約約款に規定する部分払は、貴市による債権譲渡承諾以降は請求しません。

債権譲渡承認に際しましては、譲渡債権の支払いについて、譲受人が指定した下記の銀行預金口座に振込くださるよう、あわせてお願いします。

記

[譲渡債権の表示]

1	工 事 名	工事
2	工事場所	地内
3	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
4	請負代金額 金	円
5	前払金額 金	円
6	部分払金額 金	円
7	債権譲渡額 金	円

[譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

1	金融機関名	
2	預金種別・口座番号	
3	口座名義	((㌦㌦㌦))

（注 受注者（譲渡人）の押印は入札参加資格審査申請書で届け出た使用印と同一のものとする）

様式第 5 号(第 9 条)

工 事 請 負 代 金 請 求 書

年 月 日

高 岡 市 長 あて

譲受人(乙)住所

氏名

印

譲受人(丙)住所 富山市総曲輪二丁目 1 番 3 号

氏名 富山県信用保証協会

印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求
します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

ただし、 _____ 工事の代金

- | | | |
|------------|---|---|
| (1) 請負代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金額 | 金 | 円 |
| (3) 既部分払金額 | 金 | 円 |
| (4) 今回請求額 | 金 | 円 |

2 支払口座

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| (1) | 金融機関名 | _____ |
| (2) | 預金種別、口座番号 | _____ |
| (3) | 口座名義人 | _____ |